

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成20年9月10日

南加賀広域圏事務組合管理者 西村 徹

南加賀広域圏事務組合特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南加賀広域圏事務組合特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 9 月 10 日

南加賀広域圏事務組合管理者 西村 徹（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第 4 号

南加賀広域圏事務組合特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

南加賀広域圏事務組合特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
（昭和 53 年南加賀広域圏事務組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 203 条」を「第 203 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。